



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年4月23日金曜日 第200号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....	（経営支援課）... 683
土地改良事業の工事の完了.....	（農地整備課）... 685
落札者等の告示.....	（会計課）... 685
土地改良区役員の就退任の届出.....	（中予地方局農村整備第一課）... 685
土地改良事業の計画の変更の認可（5件）.....	（ " ）... 685
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 686
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 686
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	（ " ）... 686
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 686
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	（ " ）... 687
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 687

人事委員会告示

令和3年職種別民間給与実態調査の実施.....	（人事委員会事務局）... 687
-------------------------	-------------------

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	（選挙管理委員会）... 687
政治団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 688
政治団体の解散の届出.....	（ " ）... 689
資金管理団体の指定の届出.....	（ " ）... 689
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 690
政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	（ " ）... 690
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（ " ）... 690

公営企業告示

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託（3件）.....	（公営企業管理局総務課）... 690
------------------------------	---------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか96者	株式会社フジほか100者	令和3年4月10日	令和3年4月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商

工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 杉江 俊彦 松山総合開発株式会社 代表取締役 野村 靖記	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 杉江 俊彦 松山総合開発株式会社 代表取締役 宮崎 修一	令和元年 6月20日	令和3年 3月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社松山三越 ほか20者	株式会社松山三越 ほか18者	令和3年 2月28日 ほか	

○愛媛県告示第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
イオンタウン川之江	四国中央市妻鳥町字樋之上1795番地 外	大規模小売店舗を設置する者	イオンタウン株式会社 ほか2者	イオンタウン株式会社	令和3年 3月16日	令和3年 4月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	駐車場の位置	7箇所	5箇所	令和3年4月1日 ほか	令和3年3月31日
		駐車場の自動車の出入口の数	10箇所	6箇所		

○愛媛県告示第528号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	窪野地区（松山市）	令和3年3月8日

○愛媛県告示第529号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県旅費システム運用・保守管理業務一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年4月1日	株式会社日本旅行 東京都中央区日本橋1-19-1日本橋ダイヤビルディング12階	16,699,104円（年額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月23日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 井 英 夫	伊予市宮下1899番地
"	高 橋 保 廣	伊予市上野1973番地10
"	曾 根 春 樹	伊予市上三谷甲3697番地4
"	小笠原 澄 夫	伊予市上三谷2281番地
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地1
"	日 野 篤	伊予市下三谷2094番地3
"	福 本 武 雄	伊予市上吾川1923番地
"	篠 崎 保	伊予郡松前町大字横田67番地5
"	大 西 正 善	伊予郡松前町大字南黒田713番地1
監 事	森 下 久 史	伊予市上野2221番地
"	山 本 昭 男	松山市北土居2丁目15番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 内 正 一	伊予市宮下408番地
"	宮 川 秀 彦	伊予市上野865番地3
"	佐々木 卓 行	伊予市上三谷741番地3
"	曾 根 春 樹	伊予市上三谷甲3697番地4
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地1
"	武 知 正 裕	伊予市下三谷1315番地
"	福 本 武 雄	伊予市上吾川1923番地
"	篠 崎 保	伊予郡松前町大字横田67番地5
"	久 保 龍 彦	伊予郡松前町大字南黒田181番地
監 事	小笠原 澄 夫	伊予市上三谷2281番地
"	岡 井 英 夫	伊予市宮下1899番地

○愛媛県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市東長戸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年4月14日認可した。

令和3年4月23日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市北方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年4月14日認可した。

令和3年4月23日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年4月14日認可した。

令和3年4月23日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市下林下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年4月14日認可した。

令和3年4月23日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市牛湊下井手土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和3年4月14日認可した。

令和3年4月23日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲長浜線	大洲市白滝甲1333番4地先から 同市長浜町大越甲504番地先まで	旧	メートル 8.4～16.5	キロメートル 0.777	
			新	11.4～26.7	0.777	

○愛媛県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市白滝甲1333番4地先から 同市長浜町大越甲504番地先まで	令和3年4月23日

○愛媛県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	長浜中村線	大洲市多田甲964番1地先から 同市多田甲1430番4まで	旧	メートル 6.5～7.0	キロメートル 0.235	
			新	6.5～10.3	0.235	

○愛媛県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市多田甲964番1地先から 同市多田甲1430番4まで	令和3年4月23日

○愛媛県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4617番地先から 同町石畳4611番まで	旧	メートル 4.9~10.1	キロメートル 0.057	
			新	8.5~16.2	0.057	

○愛媛県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4617番地先から 同町石畳4611番まで	令和3年4月23日

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

令和3年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

愛媛県人事委員会

委員長 安藤 潔

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関する事。
- (2) 給与制度に関する事。
- (3) 従業員の給与に関する事。
- (4) 採用に関する事。
- (5) その他勤務条件に関する事。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和3年4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めるために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

令和3年4月26日（月）から令和3年6月22日（火）まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県柔道整復師会支部	大川 健介	武田 満夫	松山市三番町七丁目13-3	令和3年3月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
塩川まゆみ後援会	塩川 まゆみ	竹澤 さゆり	喜多郡内子町内子3335	令和3年3月9日
金澤功後援会	金澤 功	金澤 功	伊予市下吾川1411-1	令和3年3月12日
大西英彦後援会	大西 英彦	大西 英彦	四国中央市三島中央一丁目1-5	令和3年3月18日
大西ひでひこ後援会	前谷 貴文	前谷 貴文	四国中央市三島中央一丁目1-5	令和3年3月18日
風鈴の会	大西 英彦	大西 英彦	四国中央市三島中央一丁目1-5	令和3年3月18日
城戸まもる後援会	城戸 司	城戸 早紀恵	喜多郡内子町内子2425	令和3年3月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本共産党東予地区委員会	伊藤 学	会計責任者	伊藤 学	一色 一正	令和2年2月16日
自由民主党愛媛県ファインダンス支部	片山 克	主たる事務所の所在地	松山市三番町四丁目7-2	松山市千舟町四丁目4-1	令和2年10月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
ひだかふさよし後援会	飛鷹 義仁	会計責任者	飛鷹 義仁	宮崎 博	平成28年12月10日
伊予鉄労働組合交通政策研究会	宮崎 司	政治団体の名称	伊予鉄労働組合交通政策研究会	伊予鉄道労働組合交通政策研究会	平成30年8月31日
あべみちお後援会	二宮 康	会計責任者	阿部 美千男	石田 早百合	令和2年1月1日
西条市医師連盟	年森 司	代表者	年森 司	内田 伸	令和2年6月1日
愛媛県自動車整備政治連盟	萩山 陽右	代表者	萩山 陽右	日野 利一	令和2年6月12日
河野忠康後援会	川崎 幸男	会計責任者	垣内 尚彦	高岡 富美雄	令和2年10月1日
井村雄三郎後援会	藤川 文義	主たる事務所の所在地	今治市関前岡村甲112-1	今治市南高下町3丁目2-2	令和3年2月25日
		代表者	藤川 文義	越智 浩	
芝照雄後援会	若下 洋一	代表者	若下 洋一	高内 健治	令和3年3月1日

丹下大輔後援会	白石勝好	主たる事務所の所在地	今治市波止浜11-73	今治市波止浜11-28	令和3年3月1日
末広あきら後援会	末広啓	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町大字清水416-3	北宇和郡鬼北町大字清水379	令和3年3月6日
瀧野志後援会	城本徳重	代 表 者	城本徳重	永井修一	令和3年3月6日
		会 計 責 任 者	石丸洋	板崎鳴海	
篠原実後援会	畠山欣三	代 表 者	畠山欣三	梅川信雄	令和3年3月9日
金澤功後援会	金澤功	主たる事務所の所在地	伊予市下吾川1624-3	伊予市下吾川1411-1	令和3年3月19日
上田ひろし後援会	河野庄平	代 表 者	河野庄平	高橋兼造	令和3年3月21日
清家康生後援会	毛利淳一	代 表 者	毛利淳一	宮川昌行	令和3年3月24日
原田達也後援会	孝野覚也	代 表 者	孝野覚也	三原克夫	令和3年3月26日
		会 計 責 任 者	三原克夫	孝野覚也	
日本第一党愛媛県本部	松木崇	主たる事務所の所在地	西条市三津屋388	四国中央市中之庄町295-2	令和3年3月30日
		代 表 者	松木崇	福田智幸	
風鈴の会	前谷貴史	代 表 者	前谷貴史	大西英彦	令和3年3月30日
		会 計 責 任 者	前谷貴史	大西英彦	

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ひだかふさよし後援会	飛鷹義仁	平成28年12月31日
石津徳朗後援会	南正明	平成29年12月31日
一色伸昭後援会	木原偉和雄	令和2年12月1日

早瀬りゅうと後援会	早瀬隆士	令和2年12月31日
渡部しげお後援会	江戸幹雄	令和2年12月31日
にいだてつのり後援会	新居田哲理	令和3年2月8日
西予維新の会	元親孝志	令和3年2月28日
岡村しげはる後援会	高木勇	令和3年2月28日
敏勝会	山本敏孝	令和3年3月8日
岡田勝利後援会	岡田重臣	令和3年3月17日

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大西英彦	四国中央市長	大西英彦後援会	四国中央市三島中央一丁目1-5	令和3年3月12日

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

Table with 6 columns: 資金管理団体の届出をした者の氏名, 資金管理団体の名称, 異動事項, 新, 旧, 異動年月日. Row 1: 玉井 敏 久, 西条一心の会, 主たる事務所の所在地, 西条市丹原町高松甲1351-1, 西条市神拝甲141-1, 令和2年12月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

Table with 4 columns: 政治団体の名称, 代表者及び会計責任者の氏名 (代表者, 会計責任者), 主たる事務所の所在地. Row 1: 北貞丈後援会, 北 貞 丈, 藤 本 英 治, 今治市宮窪町宮窪2988

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年4月23日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 大塚 岩 男

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
(1) 選挙権を有する者の総数 1,148,412
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,969
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,552
2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数). Rows include 伊予郡, 南宇和郡, 松山市・上浮穴郡, etc.

Table with 3 columns: 大洲市・喜多郡, 伊予市, 四国中央市, 西予市, 東温市. Columns 2 and 3 contain numerical values.

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月23日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、16時から17時15分）
2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
3 委託期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○愛媛県公営企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月23日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から

9時、13時から14時、16時から17時45分)

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ソラスト松山支社

愛媛県松山市南堀端町5番地8

3 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○愛媛県公営企業告示第8号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月23日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務(平日の8時30分から

9時、13時から14時、16時から17時15分)

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

3 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで